

中国四国厚生局長への届出に関する事項

☆当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士により管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

- ・ 入院時に栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者が共同して、入院患者様ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画書を作成し、栄養管理を行っています。また、栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しています。
- ・ 入院時食事療養標準負担額は 1 食あたり 510 円です。（一般の方）